

# 資格確認書の一括送付について

# 資格確認書の一括発行

## 目的

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従来の健康保険証の利用について1年間の経過措置期間が設けられましたが、令和7年12月2日以降はマイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要となるため、本人の申請によらず協会けんぽから対象者の方へ資格確認書を交付します。

## 対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者(令和6年11月30日までに加入された方)であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない方。 ※全国で約1,200万人の見込み

## 送付先

- ①被保険者と被扶養者の資格確認書を封入封緘した封筒を被保険者住所に送付します。
- ②被保険者あてに送付したが不着となった場合、後日、事業所様宛に送付します。

※資格確認書の送付対象者がいる事業所様には7月から8月にかけて「送付予定対象者一覧表」をお送りします。不着となった方への配布、問い合わせ対応等、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。



資格確認書（見本）

## スケジュール（予定）

